

平成27年9月 川棚町議会定例会会議録

(第3日目)

平成27年9月14日 月曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	山口	栄	治
書記	小林	修	一

説明のため出席した者の職氏名

町長	山口	文	夫
副町長	山口	誠	実
教育長	古賀	信	雄
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	住吉	克	己
企画財政課長	大川	豊	文
地域政策課長	野上	英	了
税務課長	中尾		剛
健康推進課長	成富	浩	樹
会計課長	三岳		昭
住民福祉課長	山中	美由	紀
農林水産課長 兼農業委員会事務局長	太田	啓	寛
建設課長	照本	茂	法
ダム対策室長	福田	多	肥
水道課長	廣田	洋	一
教育次長	吉永	文	典
行政係長	荒木	俊	行

議事日程

- 第 1 報告第 4 号 平成 2 6 年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件
- 第 2 認定第 1 号 平成 2 6 年度川棚町一般会計決算認定
- 第 3 認定第 2 号 平成 2 6 年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定
- 第 4 認定第 3 号 平成 2 6 年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定
- 第 5 認定第 4 号 平成 2 6 年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定
- 第 6 認定第 5 号 平成 2 6 年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定
- 第 7 認定第 6 号 平成 2 6 年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定
- 第 8 認定第 7 号 平成 2 6 年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定
- 第 9 議案第 53 号 平成 2 6 年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件
- 第 10 認定第 8 号 平成 2 6 年度川棚町水道事業会計決算認定

議 長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、報告第4号「平成26年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件」を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

町 長 皆様おはようございます。それでは、報告第4号「平成26年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件」についての報告説明をいたします。

この健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法の第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の審査に付しておりましたところ、このたび、監査委員から審査意見書の提出がありましたので、その意見書を添付し、議会に報告するものであります。

別紙にそれぞれの比率を表にして記載をしておりますが、健全化判断比率及び資金不足比率のいずれも国が示した早期健全化基準及び経営健全化基準以内の値となっております。なお、これら健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、今回の議会報告後、速やかに公表を行うことといたしております。詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

企画財政課長 おはようございます。それでは、内容についてご説明いたします。2枚目の別紙をご覧ください。

この様式が議会報告後、総務大臣に報告する様式であります。まず、1、健全化判断比率（第3条関係）でございますが、健全化判断比率の行が本町の26年度決算に基づく実績であります。

その下の行の早期健全化基準と財政再生基準は、法が定めた基準で、これらの基準を上回ると市町村は財政の健全化、あるいは再生の計画を作成し改善を図らなければならないという基準であります。

まず、財政健全化判断比率のうちの、実質赤字比率及び連結実質赤字比率であります。この2つはいずれも実質収支が黒字であったため、赤字比率

自体が生じておりませんので横線で示しております。

実質公債費比率 12.8%、これは早期健全化基準の 25% を下回っております。

将来負担比率は 47.5% で、これも早期健全化基準の 350% を下回っております。

下の段の、資金不足比率でございますが、これは公営企業会計ごとの健全化判断を行うもので、水道事業会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、観光施設事業特別会計、これらが対象となるものであります。これら 4 つの特別会計は、いずれも資金不足は生じておりませんので、横線で示しております。次のページをお開きください。

表題を健全化判断比率等の公表について、とした資料をお付けしております。一枚目に財政健全化法の目的や川棚町の財政状況について、2 ページ以降、健全化判断比率及び資金不足比率の計算基礎等についてお示しをしております。

3 ページには、年度ごとの資金不足比率を除いた指標数値の推移を示した表を掲げておりますが、傾向としましては、実質公債費比率と将来負担比率が減少し、一定の改善が進んでいるという状況にあります。詳しい内容については、後ほどご覧いただくということで、説明は省略とさせていただきます。

報告内容については以上のとおりですが、なお、財政健全化法に規定する健全化指標の公表につきましては、例年通りお配りした公表資料をホームページに掲載し、また、概要を示したものを広報誌に掲載することにより公表したいと考えております。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(10:07)

議 長 次に、日程第 2、認定第 1 号「平成 26 年度川棚町一般会計

決算認定」から、日程第10、認定第8号「平成26年度川棚町水道事業会計決算認定」までを、川棚町会議規則第37条の規定により、一括議題いたします。提案理由の説明を求めます。

町長 認定第1号「平成26年度川棚町一般会計決算認定」から、認定第7号「平成26年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定」と、議案第53号「平成26年度川棚町水道事業会計剰余金の処分の件」並びに認定第8号「平成26年度川棚町水道事業会計決算認定」までを、一括上程いただきましたので、併せて説明をいたします。

まず、認定第1号「平成26年度川棚町一般会計決算認定」から、認定第7号「平成26年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定」についてですが、これらの決算につきましては、会計管理者から決算の提出を受け、去る7月16日、地方自治法第233条第2項の規定により、監査委員の審査に付しております。この度、8月28日に監査委員から当該決算にかかる審査意見書が提出されましたので、同条第3項の規定により、その意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

監査委員の審査結果につきましては、「決算書及び各附属書類は、法令の定めにしたがって調製されている。」としてありまして、総括として、「審査に付された各会計の歳入歳出決算、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数は、原簿、関係諸帳簿、証憑書類、預金通帳、預金残高証明書、その他と照合、審査した結果、正確かつ適正であることを認める。また、予算の執行、財務に関する事務処理及び財産の管理についても概ね適正に処理され、各事業は概ね所期の成果を収めていると認められる。」とのご意見をいただいたところであります。

続きまして、議案第53号「平成26年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件」並びに認定第8号「平成26年度川棚町水道事業会計決算認定」について、ご説明いたします。

まず、議案第53号につきましては、地方公営企業法における利益の処分は、地方公営企業法第32条第2項において、利益の処分は、条例の定めるところにより、または、議会の議決を経て行わなければならないと規定されていることから、平成26年度川棚町水道事業会計の決算において生じた未処分利益剰余金の処分について、議会の議決をお願いするものであります。

次に、認定第8号につきましては、平成26年度川棚町水道事業会計決算の提出を受けまして、去る6月19日に地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しております。この度、7月29日に監査委員からの当該決算にかかる審査意見書が提出されましたので、同条第4項の規定により、その意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。

監査委員の審査結果につきましては、決算について作成すべき書類及びその様式は、法令の定めをすべて充足している。」としてありまして、決算審査意見として、「審査に付された決算報告書ほか、決算諸表及び関係諸帳簿は、いずれも正確に記載され、水道事業の財政状況及び経営成績を適正に表示していると認める。」との意見をいただいたところであります。その他、詳細につきましては、会計管理者並びに各課長から説明いたしますので、ご審議の上ご認定、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、一般会計についての追加説明を求めます。

会計管理者 おはようございます。それでは、私の方から一般会計決算認定についてご説明をいたします。

決算につきましては、先ほど町長が申しましたように、地方自治法第233条の定めによりまして、次の通常予算を審議する議会までに、議会の認定に付さなければならないと規定されております。それでは決算書の99ページをお開き願いたいと思います。

ここには、実質収支に関する調書を記載いたしております。まず1番目に歳入総額ですが、57億6,202万3,422円、2つ目に歳出総額は55億7,805万6,492円、3つ目に歳入歳出差引額は1億8,396万6,930円、4つ目の翌年度へ繰り越すべき財源は、2つ目の繰越明許繰越額のみで8,391万7,920円で、5番目の実質収支額は3番目の額から4番目の額を差し引きました1億4万9,010円となつての黒字となっております。

次に、2ページから9ページの総括的な説明に入りたいとおもいます。まず2、3ページをお開きください。5ページまでが歳入となっております。

款ごとの説明につきましては、今朝、お配りをいたしました補足説明資料の縦長の分でございます。縦長の補足説明資料でございます。

1ページから3ページまでは収入済額、前年度対比増減額、主な要因を記

載しております。後ほどお目通しをいただくということで、説明を省略させていただきます。決算書に戻っていただきまして、4ページ、5ページでございます。

歳入合計につきましては、予算現額58億5,044万1千円に対し、調定額59億5,792万9,691円、収入済額57億6,202万3,422円、不納欠損額566万2,544円、収入未済額1億9,024万3,725円、予算現額と収入済額との比較は、8,841万7,578円の減でございます。次に決算書6、7ページをお開きをいただきたいと思っております。9ページまでが歳出となっております。

款ごとの説明につきましては、歳入で申しあげました補足説明資料の3ページから4ページにかけて記載をいたしております。歳入と同様、省略をさせていただきます。決算書に移りまして、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出合計は、予算現額58億5,044万1千円、支出済額55億7,805万6,492円、翌年度繰越額1億8,613万920円、不用額8,625万3,588円、予算現額と支出済額との比較は2億7,238万4,508円でございます。歳入歳出差引額は1億8,396万6,930円であります。補足説明資料の3ページには、不納欠損額の状態を、そして5ページには予算の流用、予備費充用、繰越明許費の状態を、それと6、7ページにかけましては、歳入歳出の款項ごとに予算現額の欄に当初予算額、補正予算額等を網羅したものを、8ページには税料金等の過去5年間の徴収率を記載しております。それとちょっと説明資料の6ページをご覧いただきたいのですが、ちょっと製本の関係で、一番下の歳入合計額の数字がパンチ穴で欠落いたしております。ちょっと手書きで申し訳ございません。ご記入いただければと思っております。補正予算額が一番下の棒読みでいきます、△10,759,000です。それと収入済額欄、頭の方から5,762,023,422です。申し訳ございません。

それと、決算書の102ページから107ページにかけましては、財産に関する調書を記載いたしております。お目通しをいただきたいと思っております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長 次に、国民健康保険事業特別会計について追加説明を求めま

す。

健康推進課長 それでは、私の方から川棚町国民健康保険事業特別会計決算の説明をいたします。決算書の110、111ページをお開きください。

歳入における収入総額は、調定総額19億9,091万379円に対し、18億8,335万5,769円で、収入率94.6%となっております。

収入未済額の1億130万2,168円は、国民健康保険保険税の未済額であります。不納欠損額は625万2,442円、これを地方税法第18条により不納欠損処分としております。

次のページの歳出における歳出済額18億7,783万3,004円となり、予算総額18億7,982万9千円に対して、95.6%の執行率でありました。

歳出は、予算額の99.9%の執行率でありました。決算書の141ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額18億8,335万5,769円、歳出総額18億7,783万3,004円で、歳入歳出総額は552万2,765円となります。

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は552万2,765円となります。143ページをお開きください。

基金の状況は記載のとおりで、決算年度中増減高の財政調整基金5,500万円を取り崩し、年度内の預金利息9万2,890円を加えた4,632万1千円の基金残高となっております。それでは成果報告書によりご説明いたします。成果報告書の97ページをお開きください。

1の決算の概要でございますが、平成26年度国民健康保険事業における歳入額並びに歳出額は、ここに記載をしておりまして、先ほど実質収支に関する調書で報告をしたところであります。

2番目の歳入でございます。歳入総額に対する国民健康保険税の占める割合につきましては、17.0%でございます。国庫支出金は、22.9%、療養給付費交付金が7.6%、前期高齢者交付金26.0%、その他26.5%となっております。

3の歳出につきましては、歳出総額の内、総務費の割合が0.4%、保険給付費の割合が68.9%で最も高くなっております。

それ以降、後期高齢者支援金等の割合など、拠出金や納付金、保険事業費の割合などをそれぞれ記載をしております。なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は、決算書の116ページから記載をいたしておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご認定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 次に、後期高齢者医療特別会計についての追加説明を求めます。

健康推進課長 それでは、後期高齢者医療特別会計決算について説明いたします。

この後期高齢者医療制度につきましては、保険料が1割、現役世代の保険料が4割、公費負担が5割として、国民全体で支える仕組みでありますので、歳入歳出につきましては最終的には同じ額となります。精算は次年度に行うこととなります。それでは、決算書の146、147ページをお開きください。

歳入における収入済額は、調定総額1億6,396万1,814円に対し、1億6,253万3,694円で、収入率99.1%となっております。

収入未済額の142万8,120円は、後期高齢者医療保険料未済額であります。次のページをお願いいたします。

歳出における歳出済額は、1億6,155万6,851円となり、予算総額1億6,230万5千円に対して、99.5%の執行率でありました。決算書の161ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。収入総額1億6,253万3,694円、歳出総額1億6,155万6,851円で、歳入歳出差引額は97万6,843円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は97万6,843円となります。成果報告の113ページをお開きください。

1の決算の概要でございますが、歳入額並びに歳出額は、ここに記載をしているとおりでありまして、先ほど、実質収支に関する調書でご説明したところであります。

2番目の歳入ですが、歳入総額に対する後期高齢者医療保険料に占める割

合は、68.8%でございます。繰入金に占める割合が30.6%、その他0.6%となっております。

次に歳出でございます。歳出総額に対する総務費の割合が2.1%、後期高齢者医療広域連合納付金の割合が97.6%、諸支出金が0.3%となっております。なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は、決算書152ページから記載をいたしておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご認定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 次に、介護保険事業特別会計についての追加説明を求めます。

健康推進課長 それでは、川棚町介護保険事業特別会計決算の追加説明をいたします。決算書164ページ、165ページをお開きください。

歳入における収入済額は、調定総額12億7,995万3,309円に対し、12億7,215万6,289円で、収入率99.4%となっております。

収入未済額の737万4,640円は、介護保険料未済額でございます。不納欠損額は、42万2,380円、これを介護保険法第200条第1項の規定により不納欠損をしております。次のページをお願いいたします。

歳出における歳出済額12億1,407万2,404円となり、予算総額12億6,953万8千円に対して、95.6%の執行率でありました。決算書の187ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額12億7,215万6,289円、歳出総額12億1,407万2,404円、歳入歳出差引額は5,808万3,885円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は、同額の5,808万3,885円となります。それでは、成果報告書の116ページをお開きください。

決算の概要でございますが、平成26年度介護保険事業における歳入額並びに歳出額は、ここに記載をしております。先ほど実質収支に関する調書で報告をしたところでございます。

2の歳入ですが、歳入総額に対する主な歳入の割合につきましては、介護保険料が18.9%、国庫支出金が22.8%、支払基金交付金が26.

5%、県支出金が13%、繰入金が13.9%となっております。

3の歳出につきましては、歳出総額の大部分92.8%を保険給付費が占めておりまして、総務費1.7%、地域支援事業等費3.6%、基金積立金1.6%、諸支出金0.3%となっております。なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は、決算書の170ページから記載をしておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご認定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 次に、観光施設事業特別会計についての追加説明を求めます。

地域政策課長 それでは私の方から、川棚町観光施設事業特別会計の決算について追加説明をいたします。決算書の203ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額及び歳出総額ともに3億7,048万6,575円であります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は0円となります。次に決算書の192ページ、193ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。次のページをお開き願います。

支出についてであります。支出済額は予算現額の99.2%の執行率でありました。それでは、成果報告書をお願いいたします。128ページでございます。

1の決算概要につきましては、平成26年度観光施設事業における歳入総額及び歳出総額を記載しておりますが、先ほど実質収支に関する調書で説明したところであります。

2の歳入につきましては、歳入総額に対する雑入の占める割合は7.0%で、観光施設、これはしおさいの湯でございますが、この借換債が46.9%、一般会計繰入金で46.1%でございます。なお、歳入総額に対する観光事業収入の割合は4.3%であります。

歳出についてでございます。歳出総額のうち、観光施設事業費の割合が23.0%、公債費が77.0%でありまして、予備費の支出はございません。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご認定いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 次に、公共下水道事業特別会計についての追加説明を求めます。

水道課長 それでは説明させていただきます。まず、決算書 221 ページをお願いたします。

実質収支に関する調書で説明いたします。歳入総額が 5 億 2,056 万 831 円で、歳出総額は 5 億 1,739 万 5,989 円であります。歳入歳出差引額は 316 万 4,842 円です。次に、決算書 206、207 ページをお願いたします。

歳入についてであります。ここの中の不納欠損額の合計 16 万 300 円は、受益者負担金並びに下水道使用料、また歳入未済額の合計 725 万 8,310 円は、受益者負担金並びに下水道使用料の現年度の滞納分と過年度の滞納分及び国庫支出金につきましては、歳出の工事請負費を 27 年度に繰り越したことに伴うものでございます。次に、208、209 ページをお願いたします。

歳出についてですが、2 款建設費の翌年度繰越額 1 億 3,176 万 1,840 円は、管渠建設費の東小串地区の污水管渠建設の一部を 27 年度に繰り越したものでございます。次に、成果報告書で説明いたしますので、134 ページをお願いたします。

決算の概要につきましては、先ほど説明のとおりであります。収入済額は予算額の 79.7%、調定額の 87.7%、歳出は予算額の 79.2% あります。

歳入につきましては、歳入総額に対する割合といたしまして、国庫支出金 7.2%、町債 6.7%、一般会計繰入金 56.7%、その他 29.4% あります。

歳出ですが、歳出総額に対する割合は、総務費 20.5%、建設費 18.8%、公債費 60.7% あります。予備費の支出はありませんでした。決算書の 224 ページから 226 ページには、財産に関する調書を記載しておりますけれども、特に変更はございません。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご認定いただきますよう、よろ

しくお願いいたします。

議 長 次に、簡易水道事業特別会計についての追加説明を求めます。

水道課長 それでは説明をさせていただきます。簡易水道事業特別会計は、上水道事業への経営統合を行ったことに伴い、平成27年3月31日をもって打ち切り決算となっております。それでは、まず決算書の239ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で説明いたします。歳入総額ですが、376万7,525円で、歳出総額は287万9,756円であります。歳入歳出差引額は、88万7,769円となります。次に、決算書の228ページ、229ページをお願いいたします。

歳入ですが、不納欠損額12万6,550円は、水道使用料であります。失礼しました。収入未済額でございました。収入未済額12万6,550円は水道使用料であります。次に、230、231ページをお願いいたします。

歳出であります。翌年度に繰り越す額はありませんでした。それでは、成果報告で説明いたしますので、144ページをお願いいたします。

決算の概要につきましては、先ほど説明いたしました。収入済額は予算額の103.2%、調定額の96.8%、歳出は予算額の78.9%であります。

歳入につきましては、歳入総額に対する割合は、水道料金45.3%、一般会計繰入金45.1%、前年度繰越金8.6%、その他が1.1%であります。

次に、歳出についてでございますが、歳出総額に対する割合は、総務費6.7%、事業費が93.3%であります。決算書242ページ、243ページには、財産に関する調書を記載しておりますが、特に変更はございません。次に、決算書の231ページを再度お願いいたします。

ページの下段に記載しておりますように、簡易水道事業の歳入歳出差引残額88万7,769円は、経営統合によりまして、水道事業会計に引き継いでおり、また、歳入歳出差引残額以外の債権、債務、資産につきましても、すべて水道事業に引き継いでおることを明記しております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご認定いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、議案第53号及び認定第8号について、併せて追加説明を求めます。

水道課長 それでは説明をさせていただきますが、水道事業は別つづりの川棚町水道事業会計決算書及び附属書類というのをご準備ください。

それでは、まず、剰余金の処分についてであります。町長提案説明のとおり、議会の議決を経て処分することといたしておるところでございます。それでは、決算書の11ページをお願いいたします。

ここには、剰余金処分計算書案を記載いたしております。併せて決算書の5、6ページをお願いいたします。

ここには、水道事業損益計算書を記載いたしております。まず、この5、6ページで説明をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

金額につきましては、消費税抜きでありますので、あらかじめご了承ください。

まず、営業収益ですが、給水収益から、その他の営業収益までの総額で2億8,343万5,876円で、営業費用は、原水費から資産減耗費までの総額2億1,632万701円で、営業利益が6,711万5,175円となります。

営業外収益ですが、受取利息から雑収益までの総額2,403万9,655円で、営業外費用は支払利息と雑支出までの総額1,976万9,478円で、営業外利益が427万177円となり、経常利益が7,138万5,352円となります。

特別利益の固定資産売却益は、原付バイクの処分に伴う差益が2,630円で、特別損失のその他特別損失は新会計制度の導入に伴い、26年6月支給の期末手当及び勤勉手当の25年度に負担する額及び土地の売却損として、合わせて380万976円で、特別利益から特別損失を差し引いた額、マイナス379万8,346円となります。そこで、当年度純利益が6,758万7,006円となっております。これに、前年度繰越利益剰余金3,110万3,390円と、その他未処分利益剰余金変動額1,423万3,344円を加えますと、当年度未処分利益剰余金が1億1,292万3,740円と

なります。それでは、議案書の方をお願いいたします。

議案書には、議会の議決による処分額を明記いたしております。議案書にありますように、建設改良積立金7,500万円、自己資本金に1,423万3,344円の、合わせて8,923万3,344円を処分し、残余につきましては繰り越すことといたしております。このようにご決定いただきますと、処分後残高、翌年度繰越利益剰余金は2,369万396円となります。ここで、その他未処分利益剰余金変動額についてご説明をいたします。

新会計制度への移行に伴い、これまでみなし償却制度として資産を国庫補助金、工事負担金、受贈財産評価額において取得した場合には、国庫補助金等の額を差し引いた残額を帳簿価格とみなして、各事業年度の減価償却費を算出しておりましたが、みなし償却制度の廃止に伴い、新会計制度では、これまで控除してきた国庫補助金等についても減価償却を行うこととなり、国庫補助金等は、貸借対照表の負債の部の繰延収益の長期前受金として計上したうえで、減価償却見合い分を営業外収益を長期前受金戻し入れとして、順次、収益化していくこととなります。

今回の、その他未処分利益剰余金変動額は、新会計制度への移行に伴い、今回限りの措置となりますが、国庫補助金等で取得した資産の平成25年度以前の過年度減価償却額について、収益化したものでございます。なお、減価償却を行った各年度において、4条予算の補てん財源として処分しておりますので、今回の処分において、二重に補てん財源として充当することができないことから、自己資本金に組み入れることとしております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

それでは、引き続き決算についてご説明をさせていただきます。同じ資料の12ページをお開きください。

概要でございます。平成26年度における川棚町の上水道の給水状況であります。給水区域内人口1万4,283人の99.7%にあたる1万4,243人に給水いたしました。年間の総配水量は199万913^mで、前年度に比べ4万607^m増加いたしました。年間総有収水量は174万1,921^mで、前年度に比べ1万8,895^m増加いたしました。

また、有収率につきましては、前年度に比べ0.8ポイント減少の87.

5%でありました。この使用量の増加につきましては、工場等において、約5万8,000m³増加したためであります。特に、コバレントマテリアル長崎の使用量の増加が影響をいたしております。次に、経営状況ですが、決算書の1、2ページをお願いいたします。

まず、第1款の水道事業の収益でございますが、決算額が合計で3億4,031万4,811円で、前年度に比べ2,266万9,253円、7.1%増加いたしております。

次に、支出の方の第1款水道事業の費用でございますが、合計で2億4,718万4,136円で、前年度に比べ49万3,543円、0.2%増加いたしております。その結果といたしまして、収支の差引、消費税込みでございますが、9,313万670円の利益が生じております。次に、3、4ページをお願いいたします。

資本的収支についてでございます。まず、収入につきましては、企業債と工事負担金で決算額3億4,024万4,023円であります。支出の建設改良費では、山道浄水場第7次拡張事業などの改良費と、企業債償還金として、総額で3億9,132万7,971円を支出いたしました。また、翌年度繰越額として、山道浄水場第7次拡張事業の継続費7億6,490万円を繰越額といたしました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、4ページの下の方に記載しておりますので、お目直しをお願いいたします。補てんをいたしております。

7、8ページには貸借対照表、9、10ページには剰余金計算書、12ページから16ページには各事業報告書として、概況、建設改良工事、業務量などを記載しております。17、18ページには、キャッシュフロー計算書、19ページから24ページには収益費用明細及び資本的収支明細書、25、26ページには固定資産明細書、27ページには企業債明細書などを記載いたしておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご認定いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま各会計についての説明を受け、これから質疑を行いますが、決算内容については、成果報告書にも詳しく記載をしてあり、監査委員による決算審査意見書等もお手元に配布をされております。さらに、決

算審査特別委員会に付託する予定でありますので、その点、お含みおきの
上、各会計の歳入歳出及び全般にわたり政策的なもの、あるいは総括的なもの
となるようお願いいたします。

議事整理上、一般会計と特別会計の会計ごとに質疑を分けて行います。川
棚町議会会議規則における質疑に関する規定では、質疑回数は1議案につき
3回との原則であります。会計ごと3回までの質疑を許可する議事運営と
いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、認定第1号「平成26年度川棚町一般会計決算認定」に対する質
疑を行います。

1 番 山 口 成果報告書ですね10ページでですね、歳入に関する事項
の町税の法人町民税、調定額5,462万1千円ということで、前年度から
比べましたらですね、34.8%のマイナスですね。その要因、その他説明
をお願いいたしたいと思います。以上です。

税 務 課 長 山口議員の質問にお答えいたします。ご指摘の法人町民税の
調定額でございますが、ご指摘のように昨年と比べてかなりの減額になって
おります。これにつきましては、全国的な景気低迷が続く中で、主力企業で
あります窯業土石製品、製造業や食料品製造業においても法人税額が下回っ
たものでございます。個別の確認については差し控えさせていただきます
が、本町内においても税額が下回ったということがこの結果になっておろう
かというふうに判断しております。以上です。

4 番 久 保 田 お尋ねします。成果報告書で23ページです。ここによりま
すと、職員の任命状況というのがありまして、27年度は採用がゼロという
ことになっております。今の川棚町の職員の中で、職員に対して非正規職員
の割合と、それから非正規職員の一時間単価をお尋ねしたいと思います。

総 務 課 長 久保田議員の質問にお答えをいたします。現在、非正規職員
が何人いるかということと、非正規職員の賃金単価だと、このように思っ
ております。非正規職員の数でございますが、申し訳ございません、現在把
握をいたしておりません。後ほど回答させていただきます。

時間単価でございます。事務補助職員につきましては、単価780円でご
ざいます。専門職につきましては、1,030円を支給をいたしてござ
います。以上でございます。

4 番 久保田 重ねてお尋ねします。事務補助の時間単価780円は、過去何年からこの状況でしょうか。

総務課長 事務補助職員の今の金額がいつからかというご質問でございますけれども、今の質問につきましても、後ほど、先ほどの分と併せて回答させていただきたいと思っております。

1 番 山口 37ページですね、成果報告書でございますが、37ページのすこやか長寿券交付事業、これは65歳以上の方に2枚以上配布して、中身があんま・はり・きゅうの施術から、しおさいの湯の利用券なんですね。これの利用率がどれぐらいなのかというのとですね、それから45ページですが、川棚温泉しおさいの湯の健康いきいき利用券というのが、各世帯5枚ずつ配布されて、同じような事業に感じるわけですね。これがそれぞれ、いわゆるフルに活用されている状況ではないと思うんですけれども、どちらかというんですか、健康すこやか長寿券ですね、これは見直す考えはないのかですね、同じしおさいの湯の利用券なんです。これが、名目だけ変えて実施されている。この両方の利用率とですね、できれば今後、このまま続けるのか。同じすこやか長寿券ならですね、何らかのかたちで両立によってはですね、事業を変えていくような考えはないか、その二点をお尋ねいたします。

住民福祉課長 山口議員のご質問にお答えいたします。あんま・鍼・灸の利用率についてでございますけれども、今、資料を手元に持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思っております。

健康推進課長 しおさいの湯健康いきいき利用券につきましては、これは年度をまたいだ事業となります。7月から翌年度の6月までの利用となります。26年度におきましては、26年度の7月から3月まで、利用者が1万3,970人の方が利用をされているということになっております。年度をまたぎまして、1年間をまとめますと、1万7,331名の方が利用されております。配布数につきましては、これは正確な数字ではございませんけれども、約5,200世帯の掛ける5枚、2万6千枚ほど配布をしているところでございます。使用率につきましては、26年度で約53%になります。以上です。

住民福祉課長 すみません、先ほどの山口議員のご質問で、利用率というと

ころでございましたけれども、資料がありましたのでお答えしたいと思います。

65歳以上の対象者が4,117人でございまして、一人につき2枚交付しております。あんま・鍼・灸の実績が175名の4.25%です。それから、しおさいの湯につきましては、2,048件の利用で49.74%となっております。以上です。

健康推進課長 ご指摘の川棚しおさいの湯いきいき利用券、すこやか長寿券の交付につきましては、同じしおさいの湯の利用券を配布していると。用途は、すこやか長寿券の方は、長寿のお祝いとして65歳以上の方を対象としているという趣旨で配布しております。いきいき利用券については、町民の方に健康になってもらうためということを目的に利用券を配布しているところです。

目的が違いますので、今のところこの配布を続けたいと考えておりますけれども、違うものにしていくかということについては、今後、検討させていただきたいと思います。以上です。

13番村井 成果報告書の52ページ。機構集積支援事業というのが、毎年行われているわけですが、ここで、A分類と判断した農地の所有者件数ですね、192件というようなことですが、24年、25年度から比べると100件ほど減っているんですね。当然、A分類の下でA分類が減ってB分類が増えるわけですが、この1年で100件、A分類と判断した所有者、そこらへんの状況ですね。これは当然、改善の指導等もやっておられるかと思っておりますけれども、この100件減というところの見通し、または判断、そういったところの見解をお尋ねします。

農林水産課長 それでは村井議員の質問にお答えいたします。所有者の数が減っているということで、A分類については減っているということで、面積的にも減ってきております。この26年度につきましては、農地の中間管理機構という新たな農地の貸借の制度が始まりまして、これに乗っけるために再生利用が可能な農地ということでありましたので、中間管理機構の方に貸し出しをするというようなことで減となっております。

見通しと今後の見解ということで、これからのことということで捉えておりますけれども、中間管理機構についてはですね、26年度から始まりまし

て、今後しばらくの間は続くこととなりますので、利用できる農地については、中間管理機構の方に極力貸与するという方向性が一つと、また、個人土地所有者の方で再生利用を進めていただくというような指導もしていきたいというふうに思っています。以上です。

10番高以良 決算書の13ページですね、町民税の個人の分の現年度課税分、不納欠損額が9万1,837円ありますが、件数は1件だと思いますが、この現年度課税分を不納欠損しなければならなかった理由はどういうことなのかお尋ねします。

税務課長 本件については、地方税法の慣行により、不納欠損したものでありますが、資料をちょっと見つけきれないでおりますので、内容が分かり次第、回答させていただきます。

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

(11:19)

(…休 憩…)

(11:35)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 ここで、税務課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

税務課長 先ほど、高以良議員からご質問がありました件についてお答えをいたします。

9万1,837円の不納欠損でございます。まず、地方税法第15条の7においては、2つの執行停止にかかる要件を定めております。まず、15条の7第1項においては、執行停止後3年で消滅という規定、そして、15条の7第5項においては、執行停止後直消滅という2つの規定がございますが、本件について言えば、この2つのうちの後者に当たります5項の規定を適用したものでございます。ですから、年度内に発生した税が、年度内において消滅をしたというものでございますが、具体的な内容としましては、氏名等については差し控えをさせていただきますが、内容につきましては、滞納者が死亡されまして、その後に相続人から相続放棄の届けが出ましたので、ただいま申し上げました2つの要件のうちの後者の分を適用し、不納欠

損処分としたものでございます。以上です。

4 番 久 保 田 成果報告書 33 ページです。福祉医療のところですけども、障がい者のタクシー利用の助成事業の中でですね、今年度は187件で8万4千円となっているんですけども、前年度は231件あったわけですね。これが改善されてこうなったものか、周知徹底がなされているかどうかをお尋ねします。

住民福祉課長 ただいまの久保田議員の質問にお答えしたいと思いますが、詳しい内容はですね、件数などは調べていたんですけども、内容についてまでは担当と話して確認してまいりますので、後ほど回答させていただきたいと思います。

6 番 堀 田 一般会計歳入歳出決算書の補足説明資料の中の4ページですね、性質別決算の状況の中で、その中の人件費の内の職員給が25年度と比べて26年度決算が3千万円近く増えているんですけども、要因というのは何か教えていただきたいと思います。

企画財政課長 成果報告書8ページをお開きいただきたいと思います。こちらでは、総額の比較をしておりますけれども、こちらに書いておりますように、平成26年度におきましては、人事院勧告による給与改定が行われております。その影響が一番大であるにご理解いただければよろしいかと思います。以上です。

1 番 山 口 成果報告書の25ページですが、国際化というので若干疑問があるんですね。二点ほどお伺いしたいんですが、マレーシアに昨年度派遣された。派遣されるのは別にかまわないが、マレーシアに変えたことによってどういう成果があったのか。そして、6名派遣になっている。中学生なんですね。人材育成を行ったというのがあるんですけども、じゃあこれが派遣をしてですね、川棚町の国際化というのがどういうふうになされたのか、どういう成果があっているのか、ただ単に派遣して国際化をやっていますというパフォーマンスに見えるわけです。川棚町の国際化を進めるのであればですね、中学生じゃなくて川棚町で若い方が根付いていろんなことをやられている方、そういう方を派遣することによって、川棚町にそのまま国際化のいろんな感覚が出てくるんじゃないかという気がするんですね。何も中学生が悪いというわけではないんですよ。この人材育成を行ったと言われますけ

れども、実際に行った方がどういうかたちで川棚町で活躍してきたのか、今まで。逆に考えればですね、中学生を派遣するのであればですね、教育委員会の事業として学校の授業の中の一環として、私はやった方がいいんじゃないかと、そういう判断もしているわけですね。一点は、マレーシアに変わってどういう効果があったのか。人材育成にどのように具体的に寄与しているのかですね、ただ行って報告会を行って国際化をしましたよと、それで終わっているような気がするんですね。その点、どういうふうな考えなのかお尋ねしたいです。

企画財政課長 それではお答えいたします。まず、マレーシアに変更したことによって、どのような効果があったのかということでもありますけれども、まず、以前はですね、中国を訪問先としていたころは、応募しても応募者が非常に少なかったという経緯があります。定員にやっと、かろうじて達するような状況であったということです。26年度から訪問先をマレーシアに変えましたところ、応募者が45名発生しまして、定員6名ですので、かなりの方が残念ながら漏れたということですね。したがって、中学生の生徒における関心、行きたいという関心は非常に高まったのではなかろうかと思えます。そして、国際化、その後の取組みで何をやっているかということですが、中学校において報告会を行ったと。訪問に関して、前後しますが、まずは町長室で報告会ですね、そして中学校において報告会というものをしております。これにつきましてはですね、ご指摘のとおり、それをやっただけでありますので、今後の人材育成としてどのような効果があったのかというのは、それ以上のことはこちらも把握していないという状況です。

それで、もう一つ、一般の未成年者以外ですね、成人の方も派遣をというご指摘があったんですが、こちらの方はですね、今までのところ、以前、中国にですね、65周年事業だったと思いますが、その時に65名の定員ということで、一般人の方を訪問団として行ったということがありますが、その後、一般者を含めた国際交流はしていない状況にあります。

こちらはですね、非常に多額の経費を要します。財源もですね、決算書の方にも出てまいります、100万円ぐらい助成金を活用してやっているという状況で、私どもとすれば、やはり次代を担う若い世代の育成をということで考えたところではあります。したがって、成人の方を送るなり、そういう国

際交流は今後の検討課題になろうかと思えます。

もう一点、教育委員会の事業でやるべきではないかということですが、これについてはですね、教育委員会の方では学校の方へのつなぎであるとか、そういった支援はしていただいているということで、助成金活用の所管がですね、企画財政課の企画調整係ということで、私どもの方でやっておりますが、事業を進めるにあたってはですね、現在のやり方である、教育委員会と連携をしながらということで問題ないんじゃないかなろうかというふうに考えております。

1 番 山 口 関連でですね、ちょっと今のはすっきりしないわけですね。

どういう効果がマレーシアに行ったからあったのかというのはですね、中国の場合は応募者が少なかったと。応募者が多ければ効果があったのかと。これは効果じゃないと思えますよ。実施した結果、どういうふうな効果があったのかというのが効果であって、応募者が増えれば効果があったと、非常に発想が甘いじゃないかと思えますけど、どうでしょうか。

企画財政課長 今の件についてお答えしますが、まず中学生にレポートというものを書かせております。それを拝見しますとですね、マレーシアの場合、あそこはイスラム文化でありまして、そういう宗教的な異にする文化ですね、これが非常に新鮮であったというふうな感想が多く出されております。そして、気候も風土も違う国ですね、熱帯性であって、そういった食生活も違う、そういったことで非常に新鮮であったということが出されておまして、そういったものが効果として出ているというふうに考えております。以上です。

5 番 毛 利 成果報告書の65ページなんですけれども、道路ストック総点検業務342万5千円ですか、あるんですけれども、点検結果をお聞きしたいと思えます。

建設課長 毛利議員の質問にお答えいたします。川棚町道路ストック舗装附属物の総点検ですけれども、これは幹線道路、町道の二車線になっている部分ですね、東臨港線も入りますけれども、上組西部、白石大平線、そういった二車線部分の六路線を点検しております。その中で、結果はですね、まあまあ良好でしたけれども、一部舗装が割れたりとか、そういったもののやりかえをしなければいけないところもありました。それについては、国の

交付金が受けられますので、その分で補修をしていくということにしております。

2 番 田 口 少し抽象的な話になりますが、平成26年度は町制施行80周年事業と国体と、大きなイベントがあったわけでありますので、大きな二つのイベントについて、どのように評価をされているのか、あるいは、次年度以降にどのように効果が続いているというような認識をされているのか伺いたします。

町 長 田口議員の質問にお答えいたします。まず、80周年記念、国体を昨年実施をいたしまして、それをどう評価したのか、どう活かすのかというご質問でございますが、まず、町制施行80周年につきましては、昨年の11月3日に式典を開催いたしまして、そしてこれまで町政の運営にご尽力いただいた方に対して表彰を行ったわけでございます、そういった先人のご努力によって今日の川棚町があるということで、そういったお礼を兼ねての式典を開催いたしております。

それから、これに関する事業といたしましては、年間を通して様々なイベントを開催したわけでございます。例年、健康まつりを開催しておりますが、昨年度は町民大運動会を開催いたしまして、終日、大変町民の方に賑わっていただきまして、それなりの80周年を祝うという成果があったのではないかと思います。それから、本町出身の岩松了さんが出演する「ペコロスの母に会いに行く」の上映会につきましても、2回の上映会をいたしましたけれども、一定のお客様が入っていただきまして、それについても私といたしましては、大変、成果があったのではないかと、このように受け止めております。

それから、80周年を記念して、原付バイクのナンバープレートをご当地ナンバーにいたしまして、その発行事業をしておりますが、これについてはあまり当時PR不足だったんでしょうか、交付の状況があまり良くなかったようであります。その総括を私は受けておりませんが、担当課長、それについての補足を後でお願いします。

それから、なつかしの映画上映会というのもしたんですけれども、あまりにも懐かしすぎて、ちょっと古すぎたのではなかったかと思ひまして、最近の若い人には来ていただけなかったと。私どもより上の年代のものばかりで

あって、もうちょっと若い層をターゲットにしたものでもよかったのではないかと思います。いずれにいたしましても、80歳を祝うということについては、一定の成果があったのではないかと、このように評価をしているところでございます。

それから、国体につきましても、どういうふうに町民の皆さん方に会場の方に来ていただくか、それを一番重点において取り組んだわけでございますけれども、やはり地区の総代さんあたりの協力がありまして、もう一つ、この会場に町民のお客さんにたくさんおいでいただくためには、地元のチームの活躍が必要不可欠であったということから、おかげさまで長崎県のチーム、例えば、少年男子におきましては、最終日まで勝ち残って大会に出場しましたので、多くのお客さんがご来場いただいて、一定の成果があったのではないかと考えております。特に、長崎県が天皇杯を獲得できたのは、このホッケー競技の活躍によって高得点が獲得できて、そのことによって天皇杯の獲得の一助になったというふうに考えておりまして、そういう意味からもホッケー競技においては、県の体協あたりでは高い評価を得たところであります。そういったことで、今後はホッケーの町川棚ということで、これを活かして町のPRをしていかなければと思っておりますけれども、幸いにして、いわゆる町のホッケー協会も立ち上げていただきまして、子供たちのジュニア層に対する指導も少しずつできておりますので、これからの地元川棚高校の活躍にも、そういったところには出てくるんじゃないかと期待しているところであります。あまり大した答弁ではありませんけれども、私といたしましては、成功であったというふうに評価をいたしております。

税 務 課 長 ご当地ナンバーの件につきまして、町長から指示がありましたが、具体的な内容の資料を持っておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思っております。

議 長 ここで、休憩をいたします。

(1 1 : 5 9)

(…休 憩…)

(1 3 : 0 0)

議 長 次に、会計管理者より文字の訂正の申し出がっておりますので、発言を許可します。

会計管理者 朝からお配りをしました補足説明資料、縦長の分です。その6ページが一番上、款項、予算現額、不能欠損額の能の字を糸へんに内に訂正してください。納めるの字句の方に訂正をお願いいたします。

議 長 次に、税務課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

税 務 課 長 午前中の町長の答弁の中にありました町制施行80周年記念事業のうち、ご当地ナンバー交付開始という項目が成果報告書26ページにございます。この件につきまして、現状をご報告させていただきたいと思っております。

この現状につきましては、原付一種の分につきまして、100枚のご当地ナンバー、いわゆる地域に特化したナンバーという意味ですが、バイクの原付一種のバイクについてのナンバーを作って交付する事業を行ったところがございますが、これにつきましては、100枚のナンバープレートを作成し、10万8千円の事業費ということになっております。100枚のうち、現時点で、今日の時点でございますが、55枚がすでに交付されておりました、45枚が残っております。お話の中にありました広報周知につきましては、一定に取り組んだつもりでございましたが、このようなことになっておりますのでご報告をさせていただきます。

議 長 次に、総務課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

総 務 課 長 それでは午前中の久保田議員からの質問で、非正規職員の雇用数の質問でございますけれども、一週間に20時間を超える勤務で、一か月以上勤務する非正規職員の数は、平成27年4月1日現在で24名でございます。そして、現行の事務補助職員の賃金が、いつから適用されているかとのご質問でございますけれども、平成18年4月からの適用でございます。

議 長 それでは、質疑を行います。

2 番 田 口 成果報告書の36ページの下の方なんですが、聴覚障害者の福祉の増進を図ることとして、手話奉仕員を養成するための講座を実施したと、こういうふうになっております。考え方をお聞きしますが、町で行われているのは、手話奉仕員というレベルの方を養成するための講座であるわけ

なんですけれども、去年の請願のときにもちょっと説明したと思いますが、より高度な技能を有する手話通訳者というものを養成するための講座を実施してほしいというのが、手話サークルの人たちなどの要望なんですけれども、より程度の高い手話通訳者を養成する講座を実施することについての考えはどのように持っておられるのかということをお聞きしたいと思います。

それで、この関係の事務をですね、地域活動支援センターと何行か上に書いてありますけれども、それを福祉組合でやっておられるということで、手話サークルの方達は、福祉組合の方とも話をしておられますということを補足しておきます。

住民福祉課長 ただいまの田口議員のご質問にお答えいたします。手話奉仕員の養成講座についてでございますけれども、うちも毎年行ってはおります。その後の通訳としての講座ということでございますけれども、通訳ということ直接申請というか、申し出はあっておりませんが、手話奉仕員養成講座の後ですね、フォローアップの研修というのを要望していらっしゃいました。それはまだ最近のことでございます。係の方とも話をしまして、そういう研修もですね、突発的にやるのではなく、もう少し計画的にやっていたかなければいけないのではないかと話をしておりますので、今後ですね、サークルの方と、うちの担当の方と話し合いを持ちまして検討していきたいと思っております。それから、福祉組合の方ということでございますけれども、まだお話をいただいておりますので、もう少し詳しく今後検討していく中で考えていきたいと思っております。

1 3 番 村 井 成果報告書の54ページ、有害鳥獣対策事業費の中にイノシシの捕獲頭数が昨年より半減しているんですね。これは絶対数が減っていれば大変いいことだと思いますし、藪の伐採等の指導が功を奏したのか、それとも一番懸念するのは、委託されている猟友会の高齢化によって罠をかける件数が減っているのかということになると、このへんは今後の課題かなと思いますので、そこらへんの説明をお願いいたします。

農林水産課長 イノシシの捕獲頭数が半減しているということについてでございますが、イノシシの数自体はあまり変わっていないのではないかと考えられます。26年度に捕獲された数が少なかったということになるんですけれども27年度で言えば、去年の倍近い捕獲がされておりますので、そのこと

を考えると、イノシシが減ったわけではないというふうに考えております。その捕獲ができなかった理由については定かではございません。

猟友会の方が、罠をかける件数が減っているのではないかということでございますけれども、これについてはですね、イノシシは今主流としては箱罠を使っておるわけですが、箱罠の数としては減っておりません。どうしても、箱罠に入らせるための仕掛けと申しますか、イノシシが騙されるようなところが、若干、イノシシの方が上回ったのかなというような考えはございますけれども、定かではございません。数としては変わりません。以上です。

3 番 三 岳 町内ですね、道路の維持管理と申しますか、ご承知のように県道、町道ですね、そういったものは春と秋の一斉清掃のときに各地区で除草と申しますか、草刈り等を行っていらっしゃいますよね。しかし、この成果報告書でいきますとね、56ページが、これは農道ですね、そして、59ページが、これは広域林道の分ですね、そして65ページが町道関係ということで、除草とか伐採の委託をしておられますね。その中でですね、この地元から要望があったものについて、こういった除草作業とかそういったものをおこなわれるのかですね。はたまた担当課の方で定期的にパトロールをして、伸びているところを刈っていらっしゃる、そういったことなのかですね、先般、私は下組の方を通ったんですけれども、車に当たるんですよ、たぶん農道だと思うんですけれどもね。そういった箇所が町内あちこちに見受けられます。そういったものについてはですね、今後どのようにされるのかですね、そういった基準等を持っていらっしゃるのかどうかお尋ねしたいと思います。

農林水産課長 56ページには農道の分ですね、それと59ページには林道のものの除草作業を掲げております。地元からの要望もございまして、いつも切っているところはこちらの方でパトロールを行いまして実施をしております。それと、下組の農道と言われるのは、後田川沿いを上っていく道かなと思いますけれども、それについては現時点では作業が完了しておるところでございます。繁茂は確かにしておりました。以上です。

建設課長 建設課所管の町道ですが、先ほど言われましたように春と秋の一斉清掃で、相当の町道の分を清掃していただいております。建設

課が行っているのはですね、そういった一斉清掃に係らない幹線的な道路があります。地区の町道ではなくてですね、そういったものを主にやっております。ただ、地元から山が生い茂って自分たちじゃどうもできないというところについては、地元と協議しながら予算の範囲内で伐採を進めていると。そういったところが年々増えている状況であります。以上です。

3 番 三 岳 80ページですね、教育費の中でお尋ねしたいと思えます。教育総務費の中にですね、心の教室相談員ということで、雇い上げていらっしゃるわけですね。そういった中でですね、本町におきます小中学校でのいじめ、不登校の数字的なもの、人数的なものですね、たぶん不登校は減っているということをお聞きしておりますので、その要因といったものを分析しておられればですね、お尋ねをしたいと思います。

教 育 長 いじめが不登校と同じように減ったり増えたり、継続的に増えたりとか減ったりとかいう特徴はまずあらわれていない。不登校については、さっきおっしゃったように減ってきております。これについてのなぜ減ってきたかということについて考えていることは、4年前から学校活性化事業を始めました。なぜ始めたかということ、不登校がものすごく多かったんですね。不登校児童生徒数を限りなくゼロに近づけると、そういう目標を4校、あるいは教育委員会で協議をして取り組みました。中学校の不登校をなくすのに、中学校だけの努力だけでは絶対になくならないと。小学校からの努力が必要だということで取り組んできました。そこで、もっとも力を入れたのが特別支援教育です。不登校の原因の一つとして言われているのが、いわゆる発達障害等で学校に不適合を起こす子どもたち、そういった子どもたちが適切な手立てをとられないがために不登校に陥る。そういった原因もあると思えますね。そこで、学校活性化事業でスーパーバイザーを雇い入れることによって特別な支援を要する子ども、そういった子どもを実際に授業をしてもらったり学校を見てもらったりしていく中で指摘をしていただき、どういった態度をとったらいいかというあたりを指導をしていただきました。これが非常に大きかったように思います。

もう一つは、中学校の生徒指導の考え方、これを根本的に変えてもらうようにいたしました。以前、学校が荒れたときに、子どもたちを押さえつけると、そういった表現がよく使われておったんですが、いわゆる押さえつける

生徒指導ではなくて、ともに寄り添う生徒指導、こういうふうに変えないと、たぶん不登校、そういったものはなくならないだろうと。これについては、かなり中学校も変わっております。もう一つ学校の中で変えたのは情報の共有です。自分の学校における特別な支援を要する子どもが誰かということ、小学校も中学校も全職員が共通理解をし、そして、こういうふうに取り組むんだと、そこを共通理解をしたところです。

もう一つ、学校だけではなくて家庭にまで入り込むことができない子どもたちもおります。そこで、教育委員会、学校、子育て、用務員、保健師、これの協力体制をしっかりと確立していくこと、これも大きいと思います。以上、答弁とさせていただきます。具体的な数字につきましては、次長の方から行います。

教育次長 教育委員会で確認していますいじめの件数は、平成26年度からですが、小学校では2件、中学校では3件の合計5件の報告を受けております。それから、不登校につきましては、不登校、いわゆる10日間以上出席されていない方なんですけれども、小学校では2名、中学校では9名、それから別室登校なんですけれども、いわゆる学校に来られてほかの教室で勉強されているという別室登校者が小学校で3名、中学校で6名ということで報告を受けています。以上です。

3番三岳 関連しまして、先ほど教育長がですね、先生方の不登校といえますか、特別支援教育ということで、実証されているということなんですけれども、実際に休職等をされている先生方が、本町にはいらっしゃるんですか。

教育長 現時点でということでは捉えていいですか。現在、休職している職員はおりません。

9番小谷 成果報告書26ページの情報通信基盤整備事業の件ですけれども、過去5年分ですね、22年からデータが出ていますが、今の件数でだいたい横ばいに行くのかなという見方ができますけれども、現状、NTT一本の契約となっておりますが、この契約上、そのような形式になっているんでしょうけれども、今後、この契約内容の見直しであったり、実際、住民の方からほかのサービスを受けられないかという話を聞くことが多いんですけれども、そのような考え方は今後持たれているのかどうか、その点について

お聞きします。

企画財政課長 お答えいたします。加入件数ですけれども、成果報告書に示しておりますように、25年度、26年度が2,029件で横ばいの状態です。加入件数についてはですね、年間120件弱あったんですが、その分、廃止される方も同等数いらっしゃったということですね。対策としましては、加入はそれなりに徐々に出ているんですが、廃止される方、これの対策はですね、できないだろうかということで考えているんですが、こちらとすれば、やはりNTTから廃止されたという結果しか来ないので、そのへんを今策を講じあぐねているという状態です。もう一つはですね、今の方式は基本的にNTTの申し込みということですね、町に申し込みという、二本立てじゃなくて、あくまでもNTTの申し込みということしております。広報についてはですね、定期的に周知を図っているんですが、その方式については今のところどのように変えるかという策は持ち合わせていない状況です。決算と離れますけれども、最近、NTTの方でも、いろんな商品を考えているということで、宣伝でもあっているようなんですけれども、複合的なサービスというのもNTTの方で考えて、それで光ファイバーの増につながらないかということはやっているようです。今後、ご指摘があったほかのサービスですね、これが町の方ではですね、新たな企画というのは非常に難しいだろうと考えております。ですから、NTTの方ではですね、そういった複合サービスというのを開発しているという、その推移をまずは見守りたいというふうに考えております。以上です。

6 番 堀 田 成果報告書の37ページの老人福祉費の中の緊急通報システム電話機を50回線分用意して、のべ59人に貸与したとありますけれども、まだ今から一人暮らし、あるいは高齢者世帯がですね、80歳から90歳の方が増えるかと思えます。それで何か突然、具合が悪くなったり、こうするための緊急システムの電話機だろうと思うんですけれども、これは50回線分だけしか用意していないのかですね、今からそういったことが増えて、申し込みが増えていくと。増やす用意はあるのか、あるいは今までこういったものを利用されてですね、病院とかそういったところに行った方がいらっしゃるのか、あるいはこの通報システムがどこにいつて対応をされているのか。役場なのか、警備会社なのか、消防署なのか、そのへんを教えてい

ただきたいと思います。

住民福祉課長 今回の堀田議員の質問にお答えいたします。このシステムの回線は、50台だけなのかというご質問ですけれども、今のところは50台で足りております。いらなくなった方もいらっしゃいますし、新規でされる方もいらっしゃいますし、新規でされる方は余った分で今のところは足りております。こういう方が実際に通報されて病院の方に救急搬送されたという事例はですね、定期的に報告がまいりますので、その都度確認をしておりますけれども、何回かあっていて、ちゃんと手当てを受けられたということもあります。たまには、うっかりで押してしまったということもあります。それから、会社としましては、長崎市の方のですね、会社名を忘れたんですけれども、そちらの方と契約をしております、そちらの方から該当システムを取り付けていらっしゃる場所にもですね、定期的に通報と言いますか、お知らせの連絡を入れてくださっているみたいで、そういう件数もですね、毎月報告がっておりますので、こちらの方もそういうことで把握しております。今後は、そういうことで台数が不足していけばですね、予算の関係もありますので、そちらの方と協議をして増やしていくことも考えていかなければならないのではないかと考えております。

10番高以良 決算書の17ページと19ページ。同じような質問の内容なので一緒に質問したいと思いますが、17ページ、11款の分担金及び負担金の1項1目民生費負担金の中でですね、備考欄、説明欄の中で保育料滞納繰越分191万7,310円があります。同じように次のページの12款の土木使用料のところ、備考欄の公営住宅滞納繰越分148万8,460円ありますが、私が調べた範囲で、数字が確認できなかったのでお尋ねしたいんですが、どちらも前年度の決算額の数字と比べると滞納繰越分として収入済となった金額は、25年度と比べると少なくなっているんですね。それで、滞納繰越分としての収入が少なくなった理由としては、もともと調定額が減ったから、それに応じて収入済額も少なくなったのか、あるいは調定額は前年度と比べてあまり変わらないで、単に未収入が多くなったのか、そこらへんについてはどういう状況だったのかお尋ねします。滞納繰越分の徴収等についてどういう努力をされてきたのかということでお尋ねします。

住民福祉課長 高以良議員からのご質問にお答えいたします。保育料の滞納

繰越分につきましてですけれども、金額的なところは今の手持ちの資料にありませんので、後でお答えするといたしまして、それから、そういうものの徴収の件ですかね、それについてはですね、児童手当ですとか、そういう手当をいただいているときには、その中から少しでもということをお願いをして担当の方で納めていただくよう努力をしております。

建設課長 高以良議員の質問にお答えいたします。公営住宅の滞納繰越分ですけれども、これは担当職員の努力によりまして、年々減ってきております。今年度は148万8,460円、昨年が244万9,715円、5年前が1,200万円ほどあった分を5年間でこれだけに減らしてきているということであります。以上です。

10番高以良 お尋ねしたいのは、調定額が減ったから、それに応じて未収というか、滞納繰越分としての収入も減ったという理解でいいということですかね。

建設課長 調定額も減っています。

議 長 質疑なしと認め、これで認定第1号「平成26年度川棚町一般会計決算認定」についての質疑を終わります。

(13:32)

議 長 次に、認定第2号「平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。

4番久保田 成果報告書の99ページからお尋ねいたします。ここに短期被保険者証の発行ということが載っておりますが、今短期保険証は、本町は何か月ごとの分かということと、それから短期保険証がどのぐらい発行されているか。それと、資格証明書と窓口留め置き、その数を教えていただきたいと思います。

健康推進課長 成果報告書の99ページの中段の方に書いております保険税の徴収については、短期被保険者証の発行をしております。短期被保険者証は、今4期以上の滞納者に対して短期の被保険者証を発行しております。期間は、1ヶ月または3ヶ月の期間で発行しております。今現在、27年の7月末における短期被保険者証の発行世帯数は125世帯であります。その中の高校生以下につきましては、期間を6ヶ月ということで開催しております。高校生以下につきましては、60名以下が対象となっております。ま

た、資格証ですけれども、資格証につきましては、1年以上の未納の方について発行しております。資格証の世帯数ですけれども、これも27年7月末で26世帯に発行しております。窓口留め置きにつきましては、今現在把握しておりません。以上です。

1 番 山 口 99ページ、同じくですね。滞納繰越分についての対策係による財産調査及び差押等の滞納処分と、こうあるわけですけれども、差押等は何件やられてどういう状況だったのか説明をお願いします。

健康推進課長 差押等の滞納処分の実績については、現在、資料を持ち合わせておりません。ここの差押等の調査、差押等につきましては、税務課の収納対策係と連携して行っております。件数等につきましては、後ほど報告させていただきたいと思います。

4 番 久 保 田 本町でのモデルケース、基本になる世帯数の形態ですね、所得金額がいくらか、家族の構成はどのようになっているのか尋ねます。

健康推進課長 本町のモデルケースということではございませんけれども、長崎県のモデルケースでいくと、所得が150万円、固定資産税が6万円、被保険者3人、このモデルケースで算定されております。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで認定第2号「平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(13:40)

議 長 次に、認定第3号「平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」に対する質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで認定第3号「平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(13:42)

議 長 次に、認定第4号「平成26年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。

4 番 久 保 田 116ページですね、ここに不納欠損42万2千円というの

が上がっております。このことで想定されるのが、保険料を収めなかったことにより介護を利用できないという、そういう人たちが発生していないかどうかお尋ねします。

健康推進課長 まず、成果報告書の116ページ、先ほど久保田議員が言われました決算の概要の4行目のうち、不納欠損額が42万2千円としてありますけれども、納の字が間違っております。おさめるという字に訂正をお願いいたします。

不納欠損を行った場合、その対象となった方が介護保険のサービスを受ける場合には、特殊な計算を行って、一定期間3割の期間が生じる場合があります。現在、本町においては、そういう方はいらっしゃいません。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで認定第4号「平成26年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(13:45)

議 長 続いて、認定第5号「平成26年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。

1 番 山 口 129ページですが、雑入のところの観光事業収入のところ、宿泊施設、温浴施設合計が1,583万9,537円と、前年度比だいたい3割近い、いわゆるこれは協定納付金といわれる類のものだと理解しておりますが、これは結局観光協会の収益が上がったから3割ぐらい納付金が増えたというふうに判断しているわけですが、これは国体による効果なのか、それとも営業努力によるものか、そういったものの分析はされているのかどうかお尋ねします。

地域政策課長 山口議員のご質問にお答えします。平成26年度の協定納付金ですね、それが平成25年度と比較すると3割ほど増えているということで、くじゃく荘及びしおさいの湯の利用者数が平成26年度はかなり増加しております。そういうことからですね、国体により影響というふうに考えておりますので、この増額につきましても国体による影響が大であると判断しております。以上でございます。

4 番 久 保 田 しおさいの湯について尋ねます。しおさいの湯の厨房におい

ては、非常勤にしてもパートにしても直営ではなくて、シルバー人材センターからの派遣で仕事をしていらっしゃる方がいるように聞きますが、それで安心して安全な食事が提供できるのかどうか、そういう心配はないのかどうかお尋ねします。

地域政策課長 そのこのところにつきましては、観光協会が指定管理者になっているんですが、観光協会の方が適正な人材を確保して営業しているということで問題ないというふうに判断しております。

6 番 堀 田 決算書の200、201ページですね、観光施設事業費の中で、委託料がございまして、不用額が234万9,880円というふうに、ちょっと多いようございまして、不用額が多い理由が分かれば教えていただきたいと思っております。

地域政策課長 今のご質問の委託料のところ、不用額が234万9,880円出てきているということで、大きな要因は何かというご質問でございますが、ここで235万円ぐらい出てきましたのは、大崎自然公園の指定管理料ですね、これが指定管理者側の企業努力もあるわけなんです、この金額ですね、減額されたということで不用額が出てきたというところでございます。以上でございます。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで認定第5号「平成26年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(13:52)

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

(13:52)

(…休 憩…)

(14:10)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 ここで、地域政策課長より成果報告書の訂正の申し出がっております。

地域政策課長 成果報告書の訂正をお願いいたします。130ページでございます。1、観光施設事業費、(1)管理費の表でございます。表の見出しの部分なんです、番号、業務名、委託費、業者名というふうになっており

ます。1から3まであるんですが、3の部分、これがイベント用長机購入ということで備品が載っているということで、委託費以外も含まれております。ですので、委託費の部分を金額に訂正をお願いいたします。

②、③につきましても、同様の表ということで、購入費、委託費とあるんですが、ここも金額というかたちで訂正をお願いいたします。もう一カ所あります。

③の国民宿舎管理費の、同じく見出しなんですが、一番右側に委託業者名というのがあります。この部分の委託を削除していただきたいと思います。

チェックが十分にできておらず申し訳なく思っております。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、住民福祉課長より発言の申し出がっております。

住民福祉課長 先ほどの高以良議員のご質問にお答えしたいと思います。

決算書の17ページの民生費負担金のところでございます。保育料滞納繰越分についてでございますけれども、調定額が減ったから滞納繰越分が減ったのかというご質問でございましたけれども、調定額が減ったということで回答させていただきたいと思います。

もう一つ、久保田議員からも質問をいただいております重度身障者福祉タクシーの件ですけれども、成果報告書の33ページです。上から10行目です。タクシー利用助成事業というところで、助成の件数が昨年よりも減っているの、なぜ下がったのかというご質問でございました。こちらにつきましてはですね、本町の実施要領にありますけれども、療育手帳をお持ちの方ですとか、身体障害者の方で、車いすを利用している方、その他いろんな規定がございますけれども、在宅の障害者の方の社会活動の範囲を広め、もって身体障害者の福祉向上を図ることを目的にこの事業を行っていますが、この事業につきましては、申請していただくようになっておりまして、申請者の数が年毎に少なくなっているということでございます。22年度から、こちらの方に実績がございますが、年々減ってきているというところで、周知につきましてはですね、手帳の新規交付ですとか、更新の時期に福祉ガイドというものがございまして、それをお渡しするときにはですね、心がけてお話するようにはしておりますが、今後もですね、そういう方たちに利用が必要であればですね、利用していただけるような周知を行っていき

いと考えております。

議 長 次に、健康推進課長。

健康推進課長 私の方からは、山口議員が質問されました成果報告99ページの財産調査及び押収等の実績についてでございますけれども、財産調査、いわゆる預金の調査と、これにつきましては収納対策係があらゆる税について一本化で行っております。この集計について、今集計中でございますので申し上げることができません。また、差押さえにつきましては、これも収納対策係で一本化して行っておるところですけれども、収納対策係においては、全体で127件の差押さえが行われております。その中で国保に関係ある分が26年度ですけれども49件ということになります。

それから、久保田議員からの質問で、窓口の留め置きについてのご質問でしたけれども、これは月によって常に変動しておるところで、だいたい平均して20件から30件の件数があるというところなんです。以上です。

議 長 つづいて、認定第6号「平成26年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで認定第6号「平成26年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」についての質疑を終わります。

(14:18)

議 長 つづいて、認定第7号「平成26年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。

3 番 三 岳 先ほど課長の説明の中でですね、土地を売った損益が出たというのを詳しく説明をいただきたいと思います。決算書の23ページの一番下にあります。固定資産の売却損ということで、土地としまして10万8,976円というのが計上してあります。これについて、例えば過去に購入された金額に比較をして、安く売払いされたのかどうかですね、そういった事情をお聞きしたいと思います。

議 長 今、簡水です。

3 番 三 岳 失礼しました。

議 長 他にありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで認定第7号「平成26年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(14:21)

議 長 次に、議案第53号「平成26年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件」と認定第8号「平成26年度川棚町水道事業会計決算認定」に対する質疑を行います。

3 番 三 岳 決算書の23ページでございます。特別損失の中にですね、固定資産売却損ということで、土地について10万8,976円というのが記載されております。この内容をお知らせいただきたいと思っております。

水道課長 それでは三岳議員のご質問にお答えいたします。この土地につきましても、緊急避難路棚尾線の整備に伴うものでありまして、旧上組配水池の用地の一部を道路敷に売却したものでございます。単価等につきましては、緊急避難路棚尾線の単価ということで契約をしたものでございます。以上です。

3 番 三 岳 緊急避難で売却をされた金額がこの金額なのか、ここですね、言葉で売却損という言葉が出てくるわけですね、そうしますと、その売却損、いわゆる差額が10万いくらなのか、それとも要するに売られた金額が10万なのかお尋ねします。

水道課長 申し訳ありません。手持ちに資料がございませんので、資料を確認して後ほど回答したいと思います。

3 番 三 岳 今の説明の中でですね、24ページにあるんですけども、今後は棚尾線という言い方をされましたので、同じところかなと思っておりますね、土地の旧上組配水池跡地の一部ということで、今度は固定資産の売却益というのが出ているわけですね。その関連をお尋ねしたいと思います。

水道課長 三岳議員のご質問にお答えをいたします。確かに、23ページでは、売却損として、24ページには売却益として、このものについては同じ土地であります。同じ土地であります。当初、上組の配水池敷として購入いたしておりますので、その費用等々を確認しないと正式な回答ができませんので、資料を手持ちに持ってから説明させていただきます。よろしく願います。

議 長 よろしいですか。質疑なしと認め、これで議案第53号「平成26年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件」と、認定第8号「平成26年度川棚町水道事業会計決算認定」の質疑を終わります。

(14:28)

議 長 ただいま議題となっております、認定第1号「平成26年度川棚町一般会計決算認定」から、認定第8号「平成26年度川棚町水道事業会計決算認定」は、さらに予算の執行状況、その他内容的に審査を加える必要があるかと思われまますので、13人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第8号までの平成26年度各会計決算認定等については、13人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定をいたしました。

決算審査特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっております。

決算審査特別委員会の委員は、ただいま配布をいたしました決算審査特別委員会名簿のとおり、議長を除く議員13人を指名したいと思いますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を決算審査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

ただいま設置しました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、この後、休憩をいたしますので、川棚町議会委員会条例第9条第1項の規定により、第1委員会室において委員会を開き、正副委員長を互選していただきたいと思えます。併せて、分科会審査区分等の決定もお願いを

いたします。

なお、委員会での決定事項については、委員長から議長まで報告をお願いします。

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩いたします。

(1 4 : 3 0)

(…休 憩…)

(1 4 : 4 4)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** 決算審査特別委員会の正副委員長が次のとおり決定した旨の通知を受けましたので報告をいたします。

委員長に村井達己委員、副委員長に堀池浩委員、以上のとおりであります。

決算審査特別委員会での付託区分及び日程案については、ただいまお手元に配布しております決算審査付託区分表及び決算審査日程表のとおりであります。

決算審査特別委員会では、十分審査を行っていただき、本定例会最終日までに審査報告書の提出をお願いします。

議 _____ **長** ここで、水道課長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。

水 道 課 長 それでは、先ほど水道事業の決算認定に関して三岳議員からの質問がございました。その分について回答いたします。

まず、決算書でいきますと24ページ、資本的収入の3項固定資産売却金の分でございます。この土地、旧上組配水池跡地の一部ということで、この当該土地の全体面積であります。全体面積が205㎡、そのうちの一部86.89㎡につきまして、先ほど言いました緊急避難路棚尾線の事業において売却をしたものでございます。当該土地の帳簿価格は、全体で40万608円となっております。売却をいたしました土地の売却による除却額が16万9,799円となります。したがって、売却をした契約額が24ページの固定資産売却益の備考欄の一番上ですね6万823円、これが契約額でございます。先ほど言いました除却費から契約額を差し引いた額として23ページの3の特別損失のところにあります備考の表の下ですね、固定資

産除却損、土地10万8,976円ということであります。

以上、説明とさせていただきます。

議 長 以上を持ちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(14:45)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 _____

会議録署名議員 _____

会議録署名議員 _____